

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成27年10月2日 06時00分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市気仙沼漁港 気仙沼港導灯（後灯）から真方位252° 0.5海里付近 （概位 北緯38° 53.9′ 東経141° 35.0′）
インシデントの概要	漁船第一八三佐賀明神丸は、揚錨作業中、プロペラに錨索が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年3月8日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一八三佐賀明神丸、168トン
船舶番号、船舶所有者等	133887、明神水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 高潮期 気仙沼市には、10月1日09時25分に高潮注意報、14時18分に暴風警報、20時06分に波浪警報がそれぞれ発表されており、本インシデント当時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が操船し、気仙沼漁港の魚市場前岸壁を離れ、微速力前進で左回頭しながら揚錨作業中、船尾方から風波を受けて船体が前方に圧流され、プロペラに錨索が絡まった。 本船は、船長が船尾から振動を感じてすぐにクラッチを切ったものの、主機の運転ができなくなり、潜水業者を手配してプロペラに絡まった錨索が除去された。
分析	本船は、プロペラに錨索が絡まったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、プロペラに錨索が絡まったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 荒天時に揚錨する際は、プロペラに錨索が絡まることがないように、風波等の影響を考慮して、慎重な操船を行うこと。